

# 産業用蓄熱調整契約（高圧）

（オプション契約約款）

2023年4月1日実施

北海道電力株式会社

## 1 対象となるお客さま

このオプション契約約款（以下「この約款」といいます。）は、電力契約標準約款（高圧）（2023年4月1日実施。以下「標準約款」といいます。）の高圧電力またはオプション契約約款の産業用取引量別契約として電気の供給を受け、ヒートポンプ等を利用して蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）を行なう需要で、この約款実施の際現に変更前のオプション契約約款の産業用蓄熱調整契約（高圧）（令和2年10月1日実施。以下「旧オプション契約約款」といいます。）の適用を受けているお客さまを対象といたします。

## 2 約款の変更

(1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この約款を変更する必要がある場合

ハ その他、この約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合

(2) お客さまが変更後のオプション契約約款による契約を希望されない場合は、標準約款39（需給契約の変更）または41（需給契約の廃止）により、この約款による契約（以下「この契約」といいます。）を変更または廃止することができます。

(3) この約款を変更する場合には、当社は、この約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインタ

一ネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

### 3 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

(2) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

### 4 料 金

各月の料金は、標準約款またはこの約款以外のオプション契約約款によって料金として算定された金額（以下「割引対象額」といいます。）から、(1)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。ただし、蓄熱割引額は、割引対象額を上限といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

(1) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

イ 高圧電力（一般料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{高圧電力（一般料金）の使用電} \\ &\quad \text{力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{(3) イ の蓄熱割引率} \end{aligned}$$

ロ 高圧電力（Ⅰ型一般料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{高圧電力（Ⅰ型一般料金）の使用電} \\ &\quad \text{力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{(3) ロ の蓄熱割引率} \end{aligned}$$

ハ 高圧電力（Ⅱ型一般料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{高圧電力（Ⅱ型一般料金）の使用電} \\ &\quad \text{力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{(3) ハ の蓄熱割引率} \end{aligned}$$

ニ 高圧電力（Ⅲ型一般料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{高圧電力（Ⅲ型一般料金）の使用電} \\ &\quad \text{力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{(3) ニ の蓄熱割引率} \end{aligned}$$

ホ 高圧電力（時間帯別料金），高圧電力（Ⅰ型時間帯別料金），高圧電力（Ⅱ型時間帯別料金）または高圧電力（Ⅲ型時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{高圧電力（時間帯別料金），高圧電力（Ⅰ型時間帯別} \\ &\quad \text{料金），高圧電力（Ⅱ型時間帯別料金）または高圧電} \\ &\quad \text{力（Ⅲ型時間帯別料金）の夜間時間における使用電} \\ &\quad \text{力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{(3) ホ の蓄熱割引率} \end{aligned}$$

ヘ 産業用取引量別契約として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{産業用取引量別契約の使用電力量} \\ &\quad \text{1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{(3) ヘ の蓄熱割引率} \end{aligned}$$

## (2) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、次のとおりといたします。

なお、蓄熱電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 過去の蓄熱電力量を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ロ 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議が整った場合には、当該システムの蓄熱電力量は、当社が定めた月別（暦月といたします。）の蓄熱電力量といたします。

ハ 蓄熱運転を行なう負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の内容または稼働方法の変更によって、イまたはロによりがたい場合は、蓄熱式負荷設備の容量、(イ)の運転時間数、(ロ)の稼働日数および(ハ)の控除率にもとづき、次のとおり算定いたします。この場合の蓄熱電力量は、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

$$\begin{aligned} \text{蓄熱電力量} &= \text{蓄熱式負荷設備の容量} \times (\text{イ})\text{の運転時間数} \\ &\times (\text{ロ})\text{の稼働日数} \times \left( 1 - \frac{(\text{ハ})\text{の控除率}}{100} \right) \end{aligned}$$

(イ) 運転時間数

運転時間数は、夜間時間において蓄熱運転するために必要な月別（暦月といたします。）の1日当たりの時間数とし、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。この場合の運転時間数は、10時間をこえないものといたします。

なお、運転時間数が、負荷の実態と比較して不相当と認められる場合は、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めることがあります。

(ロ) 稼働日数

稼働日数は、蓄熱運転を行なう月別（暦月といたします。）の日数とし、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。この場合、2月については、閏年であっても28日を上回らないものといたします。

なお、これによりがたい特別な事情がある場合で、かつ、当社が適当と認めるときは、稼働日数は、お客さまと当社との協議によってその都度定めることがあります。

(ハ) 控除率

控除率は、蓄熱式負荷設備の稼働状況等にもとづいて、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

なお、控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

(3) 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

イ 高圧電力（一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	12.6 パーセント
-----------	------------

ロ 高圧電力（Ⅰ型一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	16.7 パーセント
-----------	------------

ハ 高圧電力（Ⅱ型一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	14.5 パーセント
-----------	------------

ニ 高圧電力（Ⅲ型一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	9.5パーセント
-------	----------

ホ 高圧電力（時間帯別料金），高圧電力（Ⅰ型時間帯別料金），高圧電力（Ⅱ型時間帯別料金）または高圧電力（Ⅲ型時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	7.3パーセント
-------	----------

へ 産業用取引量別契約として電気の供給を受ける場合

(イ) 産業用取引量別契約（契約取引電力量が 3,000,000 キロワット時以上 4,000,000 キロワット時未満のお客さま）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	11.1パーセント
-------	-----------

(ロ) 産業用取引量別契約（契約取引電力量が 4,000,000 キロワット時以上 5,000,000 キロワット時未満のお客さま）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	10.7パーセント
-------	-----------

(ハ) 産業用取引量別契約（契約取引電力量が 5,000,000 キロワット時以上 6,000,000 キロワット時未満のお客さま）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	10.6パーセント
-------	-----------

(ニ) 産業用取引量別契約（契約取引電力量が 6,000,000 キロワット時以上 7,000,000 キロワット時未満のお客さま）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	10.4パーセント
-------	-----------

(ホ) 産業用取引量別契約（契約取引電力量が 7,000,000 キロワット時以上のお客さま）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	10.3パーセント
-------	-----------

## 5 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

(1) 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の各月の料金は、4（料金）によって料金として算定された金額から、(2)によって算定された金額（以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ お客さまが本取扱いの適用を希望されること。

ロ 蓄熱運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、夜間時間に最大需要電力が発生すること。

なお、お客さまの発電設備により負荷の調整を行なう場合は、本取扱いを適用いたしません。

(2) 蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。ただし、高圧電力または産業用取引量別契約としてまったく電気を使用しない場合（標準約款の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の蓄熱ピークシフト割引額は、半額といたします。

$$\text{蓄熱ピークシフト割引額} = (3) \text{の蓄熱ピークシフト電力} \times (4) \text{の割引単価}$$

(3) 蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、契約電力から1年を通じたの昼間時間における30分ごとの需要電力の最大値を差し引いた値を上限として、蓄熱式負荷設備の容量(キロワット)等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間における30分ごとの需要電力の最大値の実績等から、蓄熱ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(4) 割引単価

割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

イ 高圧電力（一般料金）または高圧電力（時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	2,324円41銭
---------------------	-----------

ロ 高圧電力（Ⅰ型一般料金）または高圧電力（Ⅰ型時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,800円81銭
---------------------	-----------

ハ 高圧電力（Ⅱ型一般料金）または高圧電力（Ⅱ型時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	2,043円91銭
---------------------	-----------

ニ 高圧電力（Ⅲ型一般料金）または高圧電力（Ⅲ型時間帯別料金）として電気の供給

を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力 1 キロワットにつき	2,670 円 36 銭
-----------------------	--------------

ホ 産業用取引量別契約として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力 1 キロワットにつき	2,324 円 41 銭
-----------------------	--------------

- (5) 1 年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお、それが本取扱い適用後 1 年に満たない場合には、本取扱いの適用が解消された月の料金は、料金として算定された金額に既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を加えたものといたします。

## 6 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) 当社は、標準約款 22 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合は、蓄熱ピークシフト割引額を別表 (蓄熱ピークシフト割引額の日割計算の基本算式) により日割計算をして、料金を算定いたします。
- (4) 標準約款 22 (料金の算定) (1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに蓄熱ピークシフト割引額を算定いたします。
- (5) この約款に定めのない規定については、標準約款または産業用取引量別契約に定めるところによるものといたします。



# 附 則

## 1 実 施 期 日

この約款は、2023年4月1日から実施いたします。

## 2 対象となるお客さまについての特別措置

- (1) この約款実施の際現に旧オプション契約約款附則 2（対象となるお客さまについての特別措置）(1)の適用を受けているお客さまについては、1（対象となるお客さま）にかかわらず、この約款を適用いたします。
- (2) (1)によりこの約款の適用を受ける場合は、1（対象となるお客さま）の「ヒートポンプ等を利用して蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）」は、「蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）」と読み替えるものといたします。

## 3 この約款の実施にともなう蓄熱ピークシフト割引額の算定にかかわる取扱い

5（蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い）(5)により本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を加える場合で、その「既に適用した蓄熱ピークシフト割引額」に旧オプション契約約款により算定された蓄熱ピークシフト割引額が含まれるときの「本取扱いの適用が解消された月の料金」は、5（蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い）(5)に準じて算定いたします。この場合、「既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額」は、旧オプション契約約款により算定された蓄熱ピークシフト割引額の合計金額と、この約款により算定された各月の蓄熱ピークシフト割引額とを合計した金額といたします。

## 別 表（蓄熱ピークシフト割引額の日割計算の基本算式）

- 1 蓄熱ピークシフト割引額の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の蓄熱ピークシフト割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、標準約款 22（料金の算定）(1)に該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

- 2 この約款の適用を開始し、またはこの契約が消滅した場合の 1 にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

- (1) この約款の適用を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

- (2) この契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

- 3 この約款の適用を開始し、またはこの契約が消滅した場合の 1 にいう暦日数は、次のとおりといたします。

- (1) この約款の適用を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

- (2) この契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。